

4月から 国民健康保険制度が変わります

4月から都道府県も市町村と共に国民健康保険(国保)を運営します。これを国保の広域化といいます。

平成30年4月から変わること

国保資格の取得・喪失は都道府県単位になります

市町村単位で行っていた国保資格管理は、4月から県単位で行われます。このため、県内の他の市町村へ転出した場合でも、国保資格の取得・喪失は生じません。

ただし、被保険者証などの交付は市町村単位で行いますので、転出後は転出前の市町村が交付した被保険者証などは使用できませんので、転入先の市町村で新たに交付してもらう必要があります。

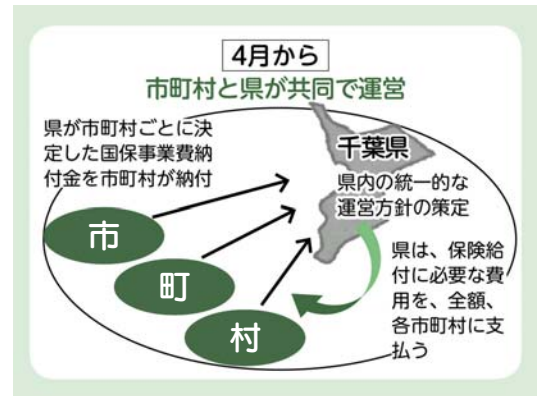
被保険者証などの様式が変わります

資格の管理が県単位で行われるため、市町村による資格管理の開始日を「適用開始年月日」(仮称)、資格管理の終了日を「適用終了年月日」(仮称)として設定します。適用開始(終了)年月日の設定などにより、被保険者証や限度額適用認定証などの様式が一部変更となります。8月1日からご使用いただく被保険者証などから、新たな様式へ切り替える予定です。

高額療養費の多数回該当が県単位で通算されます

県内の他の市町村へ転出した場合でも、高額療養費の多数回該当(*)は通算されます。

*多数回該当とは、過去12か月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上の場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。



国保広域化Q & A

Q. 市町村は、国保を運営しないのですか？

A. これまでどおり、市町村も国保を運営します。平成30年度からは、県と市町村がそれぞれの役割を担って国保事業を行います。

Q. 国保に加入する対象者は変わりますか？

A. これまでと変わりません。このため、現在、国保に加入している方が改めて加入の手続きをする必要はありません。

Q. 国保の窓口業務はどこが行いますか？

A. これまでどおり、各種届出や保険給付(療養費や高額療養費)の申請などの窓口業務は市町村が行います。

Q. 国保税はどこが決定しますか？

A. これまでどおり、市町村が国保税率を決定し国保税を通知します。納付方法や納付回数、納期限なども引き続き市町村が設定します。

Q. 被保険者証などは、どこが交付しますか？

A. これまでどおり、市町村が交付します。ただし、資格管理を県単位で行いますので、様式が一部変更となります。

Q. 保健事業(特定健診など)は、どこが行いますか？

A. これまでどおり、市町村が行います。

Q. 広域化に伴い、県はどう関わりますか？

A. 主に財政運営を市町村と共同で行います。みなさんにとっての国保の窓口は引き続き市町村となります。